

住宅リフォーム支援事業 Q&A

【申請者要件】

Q1. 住宅の所有権は父 1 人で、父は今回リフォームを行いたい住宅には住んでいません。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

また、できるとした場合、どの間柄まで大丈夫なのでしょう？

⇒現状では申請することはできません。

2 年以上この住宅に継続居住している所有者のみが申請者となることができます。

Q2. 住宅の所有権が祖父 1 人で、祖父は既に亡くなっています。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

⇒現状では申請することはできません。

しかし、2 年以上この住宅に継続居住している方に所有権移転した場合は、その方が申請することはできます。

Q3. 住宅の所有権は夫 1 人で、夫は単身赴任で太田市外に居住していますが、申請することはできますか？

⇒上記に関わらず居住実態が要件に該当するかの判断が不明な場合は、まちづくり推進課にご相談ください。

Q4. 所有している建物が複数あるが、居住していない建物でも申請できますか？

⇒申請することはできません。

Q5. 中古物件を購入したので、建物の築年数、所有権は要件を満たしていますが、継続居住要件を満たしていません。この場合、今年度の補助には申請できないのでしょうか？

⇒空き家バンク登録物件以外は申請することができません。次回以降の本補助金の全ての要件を満たしてから申請を行ってください。空き家バンク登録物件についてはご相談ください。

Q6. 世帯全員に滞納がないことが条件となっているが、建物所有者の住民票に記載のある世帯員までが範囲と考えてよいか？

⇒その通りです。

Q7. 滞納があっても分納で納めるので、補助の対象としてもらえないか？

⇒完納していないと申請できません。また、補助金受領までに滞納となった場合も補助金を交付する事はできません。

【建物要件】

Q1. 固定資産税を払っているにも関わらず、作業場や倉庫は補助対象とはならず、住宅だけが補助対象となるのは不公平ではないか？

⇒『市民の生活に直結する場』という最も簡潔な対象が住宅ということで、住宅リフォーム支援事業の限りある予算を有効に利用するための最小限の枠とさせていただいています。

Q2. 以前、美容店を経営していたため、併用住宅となっています。現在は、美容店を辞めたため、この部屋を住宅の部屋として改修したいのですが、補助の対象となるでしょうか？

⇒補助の対象とすることができます。ただし、美容店を辞めたことが証明できる資料(廃業届、確定申告書等)を添付していただく場合があります。

Q3. 現在、美容店を経営しているため、併用住宅となっています。住宅部分も含めて、屋上防水改修と外壁改修工事を行いたいのですが、補助の対象とすることができますか？

⇒住宅部分のみ補助の対象とすることができます。住宅の専有率を床面積、工事面積等の合理的方法で算出しますので、図面等の提出は必ず行ってください。

なお、店舗部分のリフォーム工事についても補助金がでる場合がありますので、詳しくは、商店リフォーム支援担当課までお問い合わせください。

Q4. 元からある住宅は、10年以上前に建設している。また、この住宅に増築をしているため、増築部分は10年経過していない。元からある住宅と増築部分の屋根の全面塗装を行うが、補助の対象とすることができますか？

⇒元の住宅と増築部分が一体となって工事を行う場合は、元の住宅の建築年月日を基準にします。そのため、申請することができます。

なお、10年経過していない増築部分だけの工事の場合や増築部分の所有者が現在住んでいないなどの場合、申請することはできません。

Q5. 未登記物件の申請が可能と聞きましたが、相続等の名義変更をしていないものでも対象となりますか？

⇒いいえ、登記をしていない建物を対象としましたが、登記・未登記に関わらず、相続等の名義の変更が完了していない場合は相続の手続きが必要となります。

【施工業者要件】

Q1. 元請施工業者が市内に本店のある法人、または市内に事業所を構える屋号をもつ個人事業者であれば、どこの施工業者でも良いのではないかと？

⇒登録業者は本事業の主旨及び制度を理解して実施していただくことを要件に登録が認められた施工業者となります。そのため登録業者でない本補助金は利用できません。

Q2. 下請施工業者は、市外を使用しても問題ないのか？

⇒市内外は問いません。

Q3. どこの施工店が良心的で施工が上手か、どこに頼んだらよいか分かりません。市で斡旋してもらえないでしょうか？

⇒市では斡旋を行えません。登録業者一覧を参考に業者へ問い合わせてください。なお、登録業者は本事業の主旨及び制度を理解している施工業者となります。施工が上手か、そうでないかを判断し登録業者としている訳ではありません。

【補助対象工事】

- Q1. 雨漏りをしているので、早く工事着手したいが、交付決定通知を待たずに工事着手できないか？
⇒本事業では決定通知後に工事に着手していただく必要がありますが、工事前に屋根の状態を確認するために足場をかける必要がある場合等の事情がある際は事前に必ずまちづくり推進課にご相談ください。
- Q2. 住宅リフォーム補助金のことを知らずにリフォーム工事を行ってしまいました。申請者要件、建物要件、施工業者要件も満たしていたので、補助を出してもらえないでしょうか？
⇒交付決定通知発行後の工事着手という要件が満たされていないので、補助をすることができません。
- Q3. 今年度中に工事を完了するのだが、予算の関係上、工事発注時期を 2 回に分けて行わなければなりません。この場合、全て補助の対象とすることはできますか？
⇒本事業では、年度内 1 回限りの申請となっています。複数回の申請は認められません。複数回の申請のあった場合は、最初のを有効とします。また、全て補助の対象とする場合は、まとめて 1 申請として提出してください。
- Q4. 工事の金額が妥当かどうか、市で判断してもらえないですか？
⇒工事代金の妥当性などについては、市では個別に判断できません。市では、補助の要件にあっているかどうかについてのみ審査します。
- Q5. 申請者から材料を支給してもらって工事を行うが、材料代も含めて補助の対象としてもらえませんか？
⇒支給した材料代は認められません。
- Q6. 補助の申請前に契約しているが、補助の対象とすることはできますか？
⇒申請前に契約していただいても問題ありません。
ただし、交付決定通知前に前払金の支払いを行ったり、工事に着手した場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。
- Q7. 補助対象と認められる工事の具体例の水回りで、キッチンの場合は既存のキッチンを撤去し、一式を交換する工事が対象ということですか？コンロや換気扇のみを入れ替える工事は対象外という認識で良いですか？
⇒お見込みのとおりです。キッチンについては一式を丸ごと交換するような工事については対象となりますが、コンロのみ・換気扇のみなど、設備の一部を入れ替える工事は対象外となります。
また、補助対象と認められる工事の具体例の水回りで、便器（一体型の場合手洗含む）とは、便器部分・ロータンク部分（直圧の場合は除く）・便座部分（和式の場合は除く）を一式交換する場合とお考えください。
なお、キッチン・ユニットバス・洗面台・便器は、カタログやプランニングシートを添付してください。

【申請関係等】

Q1. 住宅の所有者が申請書を窓口を持って行っても良いですか？

⇒補助対象の内容等に関するトラブルを防ぐため、施工業者に申請手続き等を行ってもらうこととしておりますので、ご理解ください。

Q2. 市から現場確認等に来るのですか？

⇒疑義が生じた場合、事前着工確認や出来形確認等のために、市が現場確認することがあります。

Q3. 申請手続きがとても面倒です。もっと簡単にできないのですか？

⇒市民の皆様からの大切な税金をこの補助金に充てさせていただいておりますので、個々の申請について、補助要件を満たしているか確認する必要があります。どうぞご理解ください。

Q4. なぜ現金でなく、OTACO での支給なのですか？

⇒OTACO で支給することにより、交付される補助金が太田市内で使用されることとなり、太田市経済の 2 次的波及効果を期待しています。どうぞご理解ください。

Q5. 補助金は何回でも申請できますか？

⇒年度内は 1 回の申請に限ります。

なお、住宅が共有名義で既に申請がある場合、他の共有者から別の申請が提出されても、最初の申請を有効とし、後からの申請は却下となります。

また、本補助金利用後は申請者・住宅共に 5 年度（申請年度を含まず）経過後に再度申請可能になります。

Q6. 補助金交付決定通知書に記載のある補助金交付予定額が 3 万円（補助対象工事額 10 万円）でした。工事着手後に仕様変更をしたため、請求額が見積額よりも安くなりました。この場合はどうなりますか？

⇒補助対象工事額が 10 万円未満となってしまうため、補助の要件を満たさないため、補助金を交付することができません。

Q7. 補助金交付決定通知書に記載のある補助金交付予定額が 20 万円なのに、実際の補助金確定額は 15 万円となったがおかしいのではないかと？

⇒工事内容、実工事費の変更があった場合など、補助金確定時に減額となることがあります。なお、交付決定後に工事費が上がっても、補助金が増額することはありませんので、ご注意ください。

【問い合わせ】

太田市役所 7 階

まちづくり推進課 住宅リフォーム担当

電話：0276-47-1955（直通）